子や孫に誇れる郷土　江北

広報 こうほく

白熱の応援合戦!!

5月17日(日)、江北中学校体育祭が開催され、紅青黄に分かれ、熱い戦いを繰り広げました。

CONTENTS

まちの話題 …… 2〜3
国民年金の免除制度 …… 4
青年就農給付金事業／B＆G海洋センター プール開館のお知らせ … 5
特定健診を受けましょう …… 6〜7
国勢調査のお知らせ／社会を明るくする運動 …… 8
介護保険利用者負担が変わります／夏の水分補給 …… 9
公会計／佐賀県クリーンフェスティバル …… 10
2つの給付金についてお知らせします …… 11〜14
国民健康保険からのお知らせ／金婚式のご案内 …… 15
太陽光発電設備設置補助金の申請受付期間延長／「地方創生」企画募集 … 16
教育のススメ …… 17
町営住宅入居者募集 …… 18
後期高齢者医療被保険者証更新と認定証の更新についてのお知らせ／
江北町ふるさと応援寄附金の状況報告／協力隊通信 …… 19
剪定枝回収／まむし抗毒医療機関／台風や大雨に備えて… 20
ビッキーのかわら版／あいさつ運動強調月間 …… 21
うるるカレンダー／消費トラブルにご注意ください … 22
いきいき健康カレンダー／おすすめ新着本／日曜在宅医 …… 23
くらしのカレンダー …… 24

2015 July Vol.266 7

まちの人口（平成27年5月31日現在）		前年同月比（平成26年5月31日現在）
人　口	9,733人	9,653人
男	4,610人	4,566人
女	5,123人	5,087人
世帯数	3,294世帯	3,212世帯

（町の木）モチの木　（町の花）水仙

5/17 六角川合同水防演習

5月17日(日)六角川・嘉瀬川・松浦川総合水防演習が牛津川河川敷で開催され自衛隊や警察、消防等関係団体が参加し、江北町からも消防団(水防団)50数名が参加し、演習を行いました。

演習では、佐賀県に大型で猛烈な台風が直撃し牛津川が急激な水位の上昇により越水破堤するとの想定内容で行われ、氾濫を未然に防ぐことを目的とした積み土のう等の水防工法を実施しました。現場の状況にあった土のう積みを迅速的確に作業している姿は素晴らしいものでした。

大規模な災害が発生した平成2年水害から25年、災害は忘れた頃にやってきます。有事の際は活躍を期待しています。

5/17 中学校体育大会

5月17日(日)、晴天に恵まれ、絶好の体育祭日和の中、江北中学校では体育大会が開催されました。

今年のスローガンは「限界突破～Over the limit～」。

生徒たちは紅軍、青軍、黄軍の3つの団に分かれ、努力の成果を存分に発揮しました。仲間が競技に出場している時に、必死に応援する生徒の様子が印象的でした。

5/19 交通安全教室

5月19日(火)江北小学校において、全校児童を対象に交通安全教室が実施されました。

1～2年生は、交通指導員の方々から横断歩道を渡る時は、安全確認し車が停まってから、手を上げて渡る事など細かく指導を受けました。

3～6年生は白石警察署の松尾交通課長から自転車のシミュレーション機器を使用した講話があり、模擬的な自転車を実際に生徒が運転してスクリーンに映される危険個所の対応について学びました。

講話の中で、他県では自転車と歩行者との事故で死亡事故等の例もあったことから自転車に乗る人も十分交通ルールを守りましょうと話されました。

今後、夏に向けて増々児童の活動が活発になりますので、地域全体で交通安全の意識を高めていきましょう。

まちの話題 TOPIC NEWS

5/11 交通安全パレード

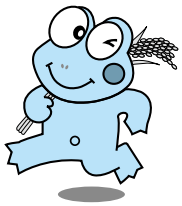

5月11日(月)、白石警察署において春の交通安全県民運動、交通安全パレードが行われました。

町からは交通指導員、交通安全母の会、交通安全協会がパレードに参加し、ビッキーが出発する車両を見送る中、交通安全意識の向上を呼びかけました。

守ろう交通ルール、高めよう交通マナー。交通安全で、明るい町をつくりましょう。

6/2 江北小学校プール開き

6月2日(火)、江北小学校において、プール開きが行われました。

曇り空ですこし肌寒い日でしたが、それでも小学生はしっかりと準備運動をした後、プールに入り、冷たい水に歓声をあげながら、元気いっぱいに初泳ぎを楽しんでいました。

佐賀県食生活改善推進協議会 表彰

食生活改善推進協議会は、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに食を通した健康づくりのボランティア活動を長年推進されています。今回、同会の井上靖子さん(八町北区)が長年地域の食生活改善活動を積極的に行ってる会員として、佐賀県食生活改善推進協議会会長表彰を受賞されました。

これからも町民のみなさんに、生涯を通じた食育の推進、健康づくりの担い手として活躍してくださいますようお願いします。

江北町の新しい監査委員を紹介します

渕上(ふちかみ) 正昭(まさあき)さん
(八町南区・62歳)

この度、町議会議員選出の監査委員として選任されました。

監査委員は、利欲のために心を動かさない立派な人格を持ち、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他の行政運営に関して優れた識見を有する方が、議会の同意を得て選任されます。監査委員は2名で、一人は議員の中から選ばれますが、もう一人は一般の方から選ばれます。一般選出は、山下善美さん(八町北区・65歳)です。

ご存知ですか？国民年金免除制度

所得が少ない等、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除又は猶予される制度があります。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなる場合や、いざという時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることが出来ない場合があります。

保険料を納めることが困難な方は、免除申請手続きをしましょう！

○免除（全額免除・一部免除）

本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下の場合には、申請手続きをすることにより保険料の納付が全額または、一部納付（1/4 納付、半額納付、3/4 納付）となります。

○平成27年度の免除申請が承認された場合の保険料額（月額）

免除の種類	保険料額
全　額	な　し
4分の3免除	3,900円
半額免除	7,800円
4分の1免除	11,690円

※一部免除については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効（＝未納と同じ）になりますので必ず納付しましょう！

○若年者納付猶予

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額猶予されます。

□免除・納付猶予・未納の違いは？

免除申請を行った期間は、保険料を全額納付した時と比較した場合、次のとおり違いがあります。

	全額免除	一部納付			若年者納付猶予	未納
		1/4納付	半額	3/4納付		
老齢基礎年金を受けるための期間に	○ 入ります					× 入りません
受け取る年金額には	1/2が反映	5/8が反映	3/4が反映	7/8が反映	反映されません	反映されません
障害・遺族年金を請求する期間に	○ 入ります					× 入りません
後から納めることが	10年以内であればできます。					２年以内

☆**注意**☆

・保険料の全額・一部納付等の承認を受けた期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（＝追納）ことができます。

・追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので早めの追納をおすすめします。

問い合わせ先：江北町役場　町民課　☎86－5613

青年就農給付金事業のご案内

農業を始める方を応援するため、青年就農給付金事業を実施しています。
農業経営者になることに強い意欲をもった皆さんに、就農前の研修に専念していただくため、また、新規就農した皆さんの経営が軌道に乗るまでの間を支援するため、給付金を給付します。

◆ 種類及び内容

準　備　型：就農に向けて、県農業大学校、先進農家等において研修を受ける方に、年間150万円を給付します（最長２年間）。
経営開始型：経営リスクを負って新規就農する方に、年間150万円を給付します（最長５年間）。

◆ 主な要件

準　備　型：①就農予定時の年齢が45歳未満であること
②研修終了後に独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと（就農しない場合、返還あり）
③県が認める研修機関・先進農家等で、概ね１年かつ概ね1,200時間以上研修すること
経営開始型：①独立・自営就農時の年齢が45歳未満であること
②独立・自営就農であること（親元就農も可　但し要件あり）
③農業経営を開始して５年後までに農業で生計が成り立つ計画であり、かつ、計画の達成が実現可能であると見込まれること
④市町が作成する「人・農地プラン」に「今後中心となる経営体」として位置付けられること

※今後就農される方だけでなく、平成22年４月以降に農業経営を開始された方も、要件を満たす場合は対象となります。個別に御説明させていただきますので、お問合せください。

［問い合わせ先］　江北町役場　産業課　TEL0952-86-5615
杵藤農林事務所　農政第一課　TEL0954-63-5115
杵島農業改良普及センター　TEL0952-84-3625
佐賀県　農産課　TEL0952-25-7118

B&G ☆B&G海洋センター プール開館☆

～暑い夏は、プールで楽しもう！～

◎ **開館期間**／７月７日(火)～８月３１日(月)
◎ **開館時間**／１０時～１８時
※7/21(火)～24(金)・7/28(火)～31(金)の期間は夜20:00まで営業します。普段利用できない方の御利用をお待ちしています。
◎ **休 館 日**／毎週月曜日　・　お盆期間8/13～15
◎ **問合せ先**／B&G海洋センタープール　８６－３７１０

7月20日(月)海の日は
20時までプールの無料開放を実施!!

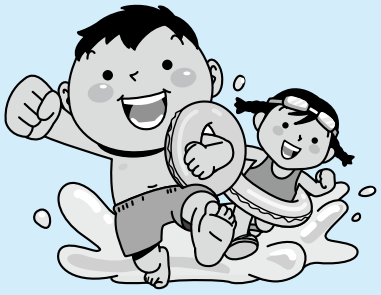

特定健診が始まります

江北町国保は、特定健診受診率 60%を目標に取り組んでいます。

特定健診・後期高齢者健診・国保若者健診を７月から実施します。健診対象の方には、受診票等を６月下旬に配布します。集団健診では、土曜日（８月１日）も実施しますので、平日に受診できない方は御利用ください。また、集団健診だけでなく個別健診として医療機関でも受診できますので、ご都合の良い受診方法をご利用ください。年に1度は健診を受けて、自身の体の状態を知りましょう。

※社会保険の扶養家族の方も、町の集団健診で受診できます。（保険証・受診券必要）
社会保険の扶養家族の方の受診券については、加入している保険組合にお尋ねください。

≪特　定　健　診≫

対　象：40歳から74歳の江北町国民健康保険に加入している方

≪後期高齢者健診≫

対　象：後期高齢者医療保険に加入している方

≪国保若者健診≫

対　象：30歳から39歳の江北町国民健康保険に加入している方

1 集団健診（特定健診・後期高齢者健診・国保若者健診）

【健診日程】平成 27 年７月 27 日(月)～８月１日(土)

実施月日	対象地区	受付時間	健診会場
7月27日(月)	岳・上区・石原・観音下・岩屋・白木・花祭	午前8：30～午前10：30	江北町保健センター
7月28日(火)	大西・東区・南郷・八北・八中・八南		
7月29日(水)	新宿・東分・西分・土元・門前		
7月30日(木)	祖子分・馬場・上惣・下惣・高砂・下分		
7月31日(金)	上分・宿・江口・正徳・野口・浪花・仲町・平山・日の出・鹿の口・新町		
8月　1日(土)	全地区対象(地区割日程で都合の悪い方)		

★決められた日程で都合の悪い方は、健診期間中で都合のよい日に受診してください

【健診料金】

年　　齢	健診料金
30 歳～ 69 歳（昭和 21 年 4 月 1 日～昭和 61 年 3 月 31 日生まれ）	５００円
70 歳以上（昭和 21 年 3 月 31 日以前生まれ）	無料

★対象年齢の基準日は、平成 28 年 3 月 31 日現在です。

【健診内容】

計測(身長、体重、腹囲)・尿検査・血圧測定・血液検査・問診・医師の診察

【健診に持参するもの】

受診券・受診票・健康保険証・健診料金(30歳～69歳)・健康手帳, お薬手帳(持っている方)

※8月1日以降に健診を受けられる方は、平成27年8月1日交付の健康保険証を持ってきてください。（国保：うぐいす色　後期：水色）

2 医療機関での個別健診（特定健診・後期高齢者健診・国保若者健診）

集団健診で受診できない方は、医療機関（病院）で健診を受けることができます。
健診内容や健診に持参するものは、集団健診と同じです。

【医療機関での健診期間】

健診区分	健診期間
特定健診　（40 歳～ 74 歳）	平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 2 月 29 日
国保若者健診　（30 歳～ 39 歳）	
後期高齢者健診（75 歳以上）	

【健診料金】

年　齢	健診料金
30 歳～ 69 歳（昭和 21 年 4 月 1 日～昭和 61 年 3 月 31 日生まれ）	1，０００円
70 歳以上（昭和 21 年 3 月 31 日以前生まれ）	無料

★対象年齢の基準日は、平成 28 年 3 月 31 日現在です。

【健診実施医療機関】 江北町内の特定健診・後期高齢者健診・国保若者健診実施医療機関

医療機関	住　所	電話番号
古賀病院	江北町大字上小田 1150 番地 2（観音下）	８６－２０７０
古賀小児科内科病院	江北町大字上小田 280 番地 1（石原）	８６－２５３３
藤﨑医院	江北町大字山口 3396 番地（土元）	８６－３２３１
武岡病院	江北町大字山口 1282 番地（東分）	８６－３０１３

※国保若者健診は、上記の町内医療機関でしか受診できません。
※40歳からの特定健診・後期高齢者健診は上記以外の県内医療機関でも受診できますので、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】　江北町保健センター　電話　７１－６３２４

◆ 特定健診、毎年受けてますか？ ◆

特定健診の受診者と未受診者の方の、高血圧や糖尿病などの生活習慣病に係る１人あたり医療費を比較してみると、**健診未受診者のほうが、受診者より高い**という結果がわかりました。

生活習慣病は気づかないうちに進行し、症状が出てから医療機関を受診すると悪化している場合が多く、その結果、治療にお金も時間もかかり医療費が高くなることにつながります。また、治療中でも健診を受けることで、治療中以外の検査項目にも注意していくことが重症化しないポイントとなります。

◇江北町国民健康保険の特定健診受診の有無と生活習慣病医療費にかかっているお金の比較

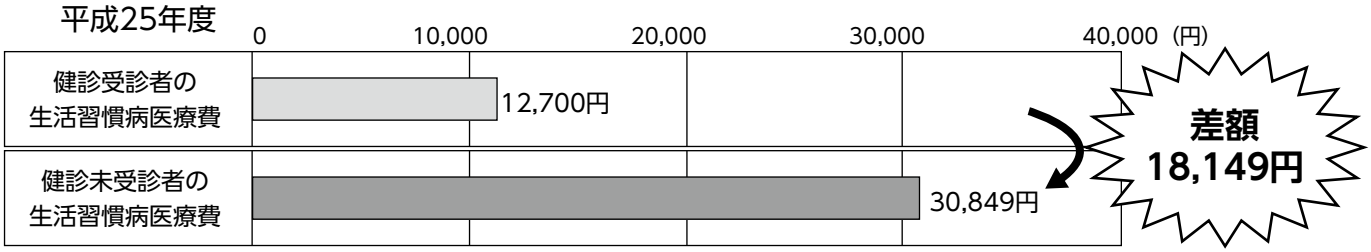

平成27年 国勢調査が変わります！
～スマート国勢調査～

＊＊＊オンライン調査の推進＊＊＊

平成27年国勢調査においては、国民のみなさんの負担軽減・利便性の向上を図るなどの観点から、日本で初めて全世帯を対象として、オンライン調査が実施されます。スマートフォンでの回答も可能となる予定です。

＊＊＊調査のポイント＊＊＊

調査の期日：調査は平成27年10月1日午前零時現在で行います。

調査の対象：日本に常住しているすべての人及び世帯を対象とします。

調 査 事 項：世帯に関する事項（4項目）と世帯員に関する事項（13項目）

調査の流れ：調査は調査票の配布に先行して調査員が各世帯を訪問し「インターネット回答の利用案内」を配布したあと、インターネットによる回答のなかった世帯にのみ調査票を配布する方法で行われます。

●オンライン調査先行方式

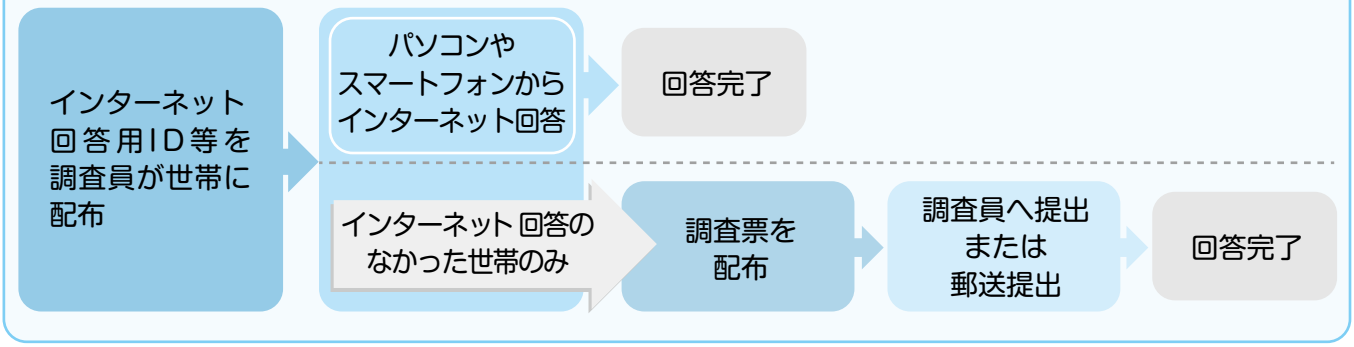

＊＊＊調査ご協力のお願い＊＊＊

９月上旬から下旬にかけて『国勢調査調査員』が各世帯を訪問します。
調査へのご理解と回答のご協力をお願いします。

【お問合せ】総務企画課　商工情報係　電話　0952-86-5612

“社会を明るくする運動”
～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える「地域のチカラ」～
にご協力をお願いします

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が「犯罪」や「非行」の防止と、罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、「犯罪」や「非行」の無い安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動で、7 月はこの“社会を明るくする運動”の強調月間です。

日本での犯罪の約 6 割は再犯者によるものです。あやまちからの立ち直りを支え、「犯罪に戻らない・戻さない」ことが地域の安全・安心につながります。そして、あやまちからの立ち直りを支えるには「地域のチカラ」が必要です。

“社会を明るくする運動”は安全・安心の国づくり、地域づくりのための重要な活動ですので、町民の皆様、江北町の安心・安全のためにご協力ください。

8月から介護保険利用者負担が変わります！

一定以上の所得がある方は利用者負担が２割になります

利用者負担が2割となるのは、合計所得額(注)が年額160万(年金収入のみなら280万円)以上の方です。

ただし、世帯内の65歳以上の方の年金収入等とその他の合計所得金額(注)の合計金額が単身で280万円未満、2人以上で346万円未満の方は1割負担のままです。

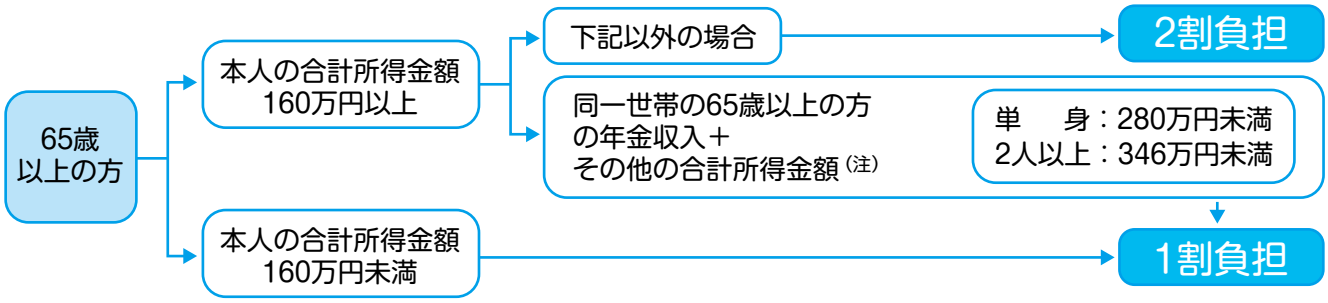

(注)合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

負担割合証をサービス事業者に提示する必要があります

要介護または要支援の認定を受けた方全員に、利用者負担割合証（1割または2割）を記載した「**介護保険負担割合証**」を送付します。介護保険サービスを利用する際は、必ずサービス事業者に提示してください。

※すでに認定を受けている方については、**7月中旬頃**に個別に送付する予定です。

※所得更正や世帯構成の変更により負担割合が変更となった場合は、負担割合証を差し替えます。

詳しくは、杵藤地区介護保険事務所　給付係（TEL 0954-69-8221）までお問い合わせください。

夏の水分摂取

今月は夏の水分補給についてです。汗をかくこの季節は熱中症の予防のためにも適切な水分摂取が必要です。どのようなものがよいのでしょうか。

水分補給に適しているもの	水・麦茶 ほうじ茶	カフェインが少なく、日頃の水分補給にピッタリ
炎天下やスポーツ時に適しているもの	イオン飲料 スポーツ飲料	運動する前・運動中・運動後に少しづつ飲みましょう。市販のものは糖分が多いので、水で2～3倍にし濃度を調整します。また虫歯予防に、飲んだ後口をすすぐなどしましょう。はげしい運動の時は昼食時などに梅干しを一つ食べると疲労回復にも脱水症状にも効果的です
おやつなどで1～2回とると良いもの	牛乳･果物	牛乳や果物は水分補給になります。水分だけでなくビタミンやカルシウムも摂取できます。とりすぎるとエネルギー過剰になるのでそれぞれ1日1～2回程度にしましょう
水分補給にはならないもの	ビール・酒などアルコール類	アルコールは利尿作用があり、むしろ体内の水分をうばってしまうので水分補給になりません。ごはんやおかずなど水分のあるものをとらないでアルコールだけ飲むと脱水症状をおこすこともあります
水分補給にはあまりならないもの	コーヒー 緑茶 ウーロン茶	カフェインを含み利尿作用があるのであまり水分補給にはむきません
気を付けて飲むもの	ジュース・乳酸菌飲料	水分の補給にはなりますが糖分が多いので飲むときは量に気をつけましょう。500mℓのペットボトルで砂糖18本程度の糖分を含みます

あまり冷たくしすぎないようにしましょう。こまめに少量をゆっくりと飲みましょう。急いで飲んでしまうと吸収されません。「飲むとトイレが近くなるから」という人はゆっくり少しづつ飲んでみてください。血圧を下げる薬を飲んでいる人は薬の種類によって対処方法が違いますので医師や薬剤師に相談してください。また、温度や湿度の調整はもちろんですが、朝食をきちんと食べると適度な塩分と水分が補給できるので熱中症になりにくいです。

江北町の資産は、町民一人あたり約456万円です

平成26年３月31日現在の財務諸表を作成した結果、江北町（一般会計、水道会計、下水道会計、臨鉱ポンプ会計などすべて）の資産合計は約440億円（町民一人当たり 約456万円）になりました。平成25年３月31日現在と比較すると、約４億円（町民一人当たり 約４万円）増加しています。

● 町民一人当たりの貸借対照表（単体会計：平成26年３月31日現在）

■資産（江北町の資産）	24年度末	25年度末	増減	■負債（将来の負担）	24年度末	25年度末	増減
１．金融資産	140万円	146万円	6万円	１．負債	122万円	120万円	△2万円
①資金	6万円	7万円	1万円	①地方債（町債）	110万円	108万円	△2万円
②金融資産（資金以外）	134万円	139万円	5万円	②その他	12万円	12万円	
２．非金融資産	312万円	310万円	△2万円				
①事業用資産	48万円	48万円		■純資産（現世代までの税金・国県支出金など）			
②インフラ資産	264万円	262万円	△2万円	純資産合計	330万円	336万円	6万円
資産合計	**452万円**	**456万円**	**4万円**	**負債・純資産合計**	**452万円**	**456万円**	**4万円**

表は、平成26年3月31日現在　江北町住民基本台帳人口 9,649人での一人あたりの金額です。
詳しい内容は、町ホームページに掲載しております。

B&G

佐賀県クリーンフェスティバルin太良

平成27年7月6日（月）より参加者募集開始!!

◎**日　程**／平成27年８月５日（水）　※予備日8月７日（金）
８：３０　江北町役場集合
１６：３０　役場解散予定
◎**会　場**／太良町Ｂ＆Ｇ海洋センター
◎**対象・募集人数**／町内小学生　20名
◎**参加費**／５００円　１名（弁当代として）
◎**主な活動内容**／白浜海水浴場の清掃活動・有明海学習についての学習
マリンスポーツ体験（バナナボート体験・海でカヌー体験・スイカ割等）
◎**お問い合わせ先**／江北町教育委員会　教育課　生涯学習係
担当：柿塚　TEL 0952-86-5623
◎**受付及び締切日**／平成27年７月６日（月）～平成26年７月17日（金）
定員になり次第締め切らせていただきます。

お知らせします。
2つの給付金(平成27年度)。

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

〈イメージ〉

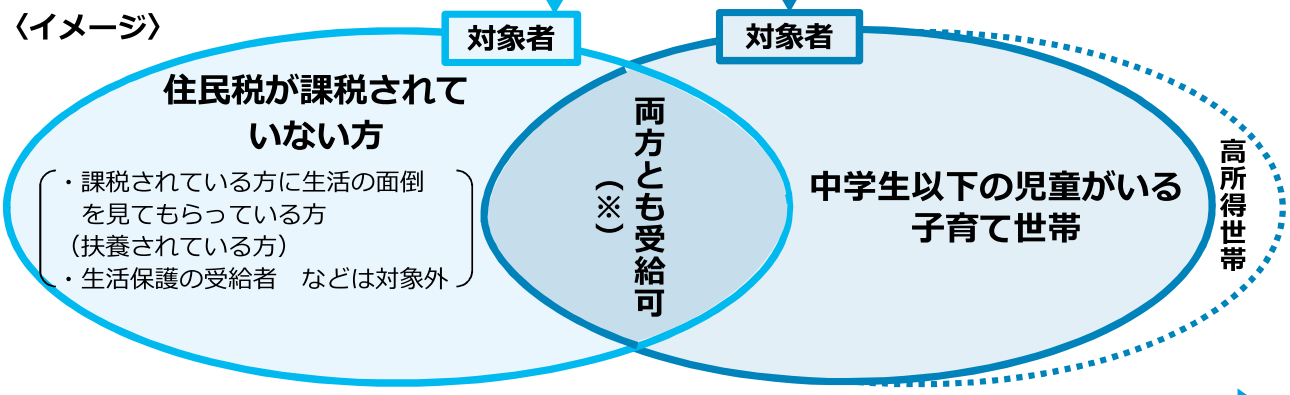

(※)平成27年度は、２つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、２つの給付金を**両方とも受け取ることができます。**

受給資格の有無を確認したい方は、**次ページ以降**をご覧ください。

●「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- ○ **消費税率は、平成26年4月から8%に、平成29年4月から10 %になります。**
- ○ **引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。**

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として**「２つの給付金」**を支給します。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

申請方法

臨時福祉給付金

- **申請先**　：**江北町役場　福祉課「臨時福祉給付金」窓口**

  基準日（平成27年１月１日）時点で住民票が**江北町**にある方が対象です。

  ※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても江北町で住民票の手続を行えば申請を行うことができます。

  ※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに江北町にお住まいの方については、江北町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

- **申請期間**　：**平成27年9月中旬頃～平成28年2月末日**
- **提出書類**　：**申請書（9月上旬頃までに郵送します。）**

子育て世帯臨時特例給付金

- **申請先**　：**江北町役場　福祉課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口**

  平成27年６月分の児童手当を**江北町**から受給される方が対象です。

  ※上記以外の方で、 DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は、江北町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

  ※公務員の方は、基準日（平成27年５月31日）時点で住民票が江北町にある方が対象です。（勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください。）

- **申請期間**　：**平成27年6月中旬頃～12月18日（金）**
- **提出書類**　：**申請書（対象者の方は、児童手当の「現況届」とあわせて郵送しております。）**

給付金の受取方法

- 申請書に記載した**指定口座に入金**されます。

  ※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

ご注意

- 平成27年度は、２つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の**両方を受け取ることができます。**
  その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。

- 原則として、**申請期間外の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。

- 申請期間などは、**各市区町村により異なり**ます。江北町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

臨時福祉給付金　支給要件

● 支給対象者

・平成27年度分の**住民税が課税されていない方**が対象です。

※ただし、（・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合（住民税において、どなたかの扶養となっている場合）／・生活保護の受給者である場合　など）は対象となりません。

● 支給額

・１人につき　**6,000円**

● 基準日

・平成27年１月１日

（参考）【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）

区分	非課税限度額※（給与収入ベース）
単身	１００万円
夫婦	１５６万円
夫婦子１人	２０５.７万円
夫婦子２人	２５５.７万円

（公的年金等受給者）

区分		非課税限度額※（年金収入ベース）
単身	６５歳以上	１５５万円
	６５歳未満	１０５万円
夫婦	６５歳以上	２１１万円
	６５歳未満	１７１.３万円

※生活保護基準の１級地（東京都23区等）における非課税限度額。

子育て世帯臨時特例給付金　支給要件

● 支給対象者

・平成27年６月分の**児童手当を受給される方**が対象です。

※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童１人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年６月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年５月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

● 対象児童

・支給対象者の平成27年６月分の**児童手当の対象**となる児童

● 支給額

・対象児童１人につき　**3,000円**

● 基準日

・平成27年５月31日

Q 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A

例えば、
・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で６段階以上となっている場合
・ご自身の給与や年金の収入が２ページの（参考）の非課税限度額以上の場合
には、基本的に住民税が課税されています。

Q 基準日の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A

臨時福祉給付金は、基準日（平成27年１月１日）時点で住民票のある市区町村から支給され、子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年６月分の児童手当を受給される市区町村から支給されます。
具体的な申請期間や手続については、申請先の市区町村にお問い合わせください。

Q 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

A

［臨時福祉給付金］
基準日（平成27年１月１日）に生まれた方は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた方も対象にはなりません。
［子育て世帯臨時特例給付金］
基準日（平成27年５月31日）に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、市区町村が支給決定がするまでの間に亡くなられた児童も対象児童にはなりません。

問い合わせ先

● **申請方法に関するお問い合わせ**

「臨時福祉給付金」窓口　　江北町役場　福祉課
「子育て世帯臨時特例給付金」窓口　　電話：0952-86-5614

● **制度に関するお問い合わせ**

厚生労働省　　２つの給付金に関する専用ダイヤル：０５７０（０３７）１９２（みな　いいきゅうふ）

「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(＃9110)）に御連絡ください。

【江北町国民健康保険からのお知らせ】

平成27年7月に国民健康保険「被保険者証」及び「高齢受給者証」の更新を行います

現在お持ちの、国民健康保険「被保険者証」（一般：ねずみ色／退職：桃色）及び70歳から74歳までの方の「高齢受給者証」（白色）につきましては、有効期限が平成27年7月31日までとなっています。

平成27年8月1日からの「被保険者証」（一般：うぐいす色／退職：黄色）及び70歳から74歳までの方の「高齢受給者証」（白色）につきましては、**7月末までに郵送いたします。**

新しい証が届きましたら、国保に加入しているご家族様全員分が届いているかを**必ずご確認**ください。

届いていない場合は、至急、江北町役場 福祉課 国保係までご連絡ください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ　（更新手続きが必要です）

現在、有効期限が平成27年7月31日までの「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、平成27年8月1日からも認定証が必要な方は、**8月に入ってから認定証の更新手続きが必要です**（自動更新ではございません）。「印鑑」と「被保険者証」をご持参のうえ、江北町役場 福祉課 国保係までお越しください。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方で、入院等の理由により、新たに「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になられた方は、随時、申請手続きをお願いします。

また、70歳から74歳までの方の「限度額適用・標準負担額減額認定証」につきましては、**所得区分**が「Ⅰ」または「Ⅱ」の方にのみ交付となります。 所得区分が分からない場合は、事前に江北町役場 福祉課 国保係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】　江北町役場　福祉課　国保係　（電話番号）0952-86-5614

金婚式を迎えられる方はご連絡ください

今年の金婚式の対象者となられる方々は

昭和40年1月1日から12月31日までに結婚されたご夫婦の方々です

（対象となられる方で前年以前に申し出をされていない方もご連絡ください）

各区の区長さんを通じて調査しておりますので

区長さんにご連絡ください

【締切】7月17日（金曜日）まで

11月3日（火・文化の日）開催予定
の老人福祉大会でご披露いたします

【お問い合わせ先】江北町役場 福祉課 福祉係（電話番号）86-5614

お知らせ

江北町太陽光発電設備設置補助金の申請受付期間の延長について

平成27年度の申請受付期間が、4月15日（水）より5月29日（金）としておりましたが、予算額に達していないため、申請受付期間を **平成27年12月22日（火）** まで延長いたします。なお、予算額に達した時点で受付を終了致します。

※江北町住宅用太陽光システム設置費補助金は平成 27 年度をもって終了させていただきます。

1．江北町に住所を有し、自ら居住する住宅に新しく太陽光発電システム設置する方に、設置されるシステムの公称最大発電出力 **1 kw につき 4 万円（上限 16 万円）** を補助。

2．インターネット（江北町ホームページ）で申請書と簡易手引きを掲載していますので、そちらもご確認ください。

自然の恵みの太陽エネルギーを利用して地球温暖化防止に取り組みましょう。

問合せ
環境課 環境水道係　TEL ８６−５６１７

佐賀県ではあなたの「地方創生」企画を募集しています

応募締切 平成27年7月下旬

Q. どんな企画を募集しているの？

「地域の維持や活性化を目指し、住民が自ら考え実行するモノの整備を伴わない新たな取組※」で、平成28年3月までに実施が可能なものを募集します。
モノを整備する取組（建築物の整備・改修や備品の購入・修繕等）については、この「新たな取組」の実施に直接必要となる最小限度のものであれば、事業費の2分の1以内の範囲で事業に含めることが可能です。
※地理的に一定のまとまりのある区域で、その域内住民が実施主体として広く参加する取組をいいます。

Q. 誰が応募できるの？

取組実施地域の住民を中心に構成する、事業の確実な実施が見込まれる団体に応募いただけます。地域住民が事業の企画・運営に参画する主体となることが必要です。

Q. どんな支援が受けられるの？

交付対象経費の９割について、交付金が交付されます。（事業の運営経費等は対象外となります。詳しくは、県webページをご覧ください。）

〈イメージ〉

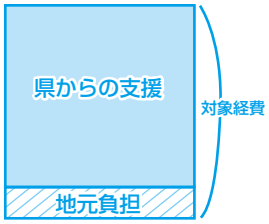

Q. 選定の方針は？

国の指針に基づく次の要件のほか、年度内の実効性等を勘案した上で、特に優良であると判断したものを採択させていただきます。

①継続性：次年度以降も取組が継続されることが約束できる自立的な取組であること
②自主性：地域住民により、自主的・主体的に実施される将来性のある取組であること
③地域性：地域独自の資源を活用した取組であること
④直接性：地域の課題解決に直接つながる取組であること
⑤結果重視：次のいずれかの成果に直接結びつくこと
　1．仕事をつくる
　2．継続した人の流れをつくる
　3．時代に合った地域をつくる

Q. 必要な提出物は？

取組実施地域を所管する市町の「地域創生担当」あてに、応募書類を提出してください。（提出方法、提出先等は各市町にご確認をお願いします。）書類のデータは、下記の県 web ページよりダウンロードできます。選考基準等についての詳細もこちらをご参照ください。

詳しくは佐賀県HP〈県政の運営〉施策〉・まち・ひと・しごと〉
http://www.pref.saga.lg.jp/web/kensei/_1363/_84197/_87370.html

お問い合わせ
佐賀県 地方創生 企画募集担当　TEL 0952-25-7505　FAX 0952-25-7261
または
江北町役場総務企画課　TEL 0952-86-5612

教育のススメ

活用する力を育成する
－江北小学校・江北中学校の取り組みのご紹介－

江北町立江北中学校　校長　古賀　勝利

毎年４月下旬に、全国の小学６年生及び中学３年生を対象にして「全国学力・学習状況調査」*が実施されています。本年度は４月21日㈫に全国一斉に実施され、本町でも小学６年生及び中学３年生が受験をしました。この全国調査は、２つのタイプの問題に分けて行われています。一つは、主として「知識」に関する問題である「Ａ問題」、もう一つは、主として「活用」に関する問題である「Ｂ問題」です。

「Ａ問題」と「Ｂ問題」の例年の正答率を比較すると、全国的に見てどの地域でも「Ｂ問題」の方が低いという結果が出ています。もちろん、江北町の小学生や中学生も同じ傾向です。そこで、江北小・中学校ではさらに学力の向上を図るために、平成27年度より２年間の予定で県教育委員会より「児童生徒の活用力向上研究指定事業」の指定を受け、いわゆる「活用する力」を中心とした学力の向上に向けた研究や実践に取り組んでおります。

では、どのような問題で活用する力をみているのでしょうか。著作権上の問題があり国の問題*をここに転載することができませんので、調査の趣旨を踏まえた小学校算数の例題をご紹介します。

〈全国調査の問題例・小学校算数の場合〉

「Ａ問題」にあたるもの

(1) 35×0.8 =（　　）　【知っている・できる】

(2) 計算が 35×0.8 で表せるような問題（文章題）を作りましょう。　【わかる】

「Ｂ問題」にあたるもの

(3) あなたは部屋のリフォームを考えています。あなたの部屋は、縦 4.2m、横 3.4m、高さ 2.5m の部屋です。今回あなたは床をタイルで敷き詰めようと考えています。お店へ入ったところ気に入ったタイルが見つかりました。そのタイルは，一辺が 40cm の正方形で、1 枚 550 円です。お金はいくら必要でしょうか。言葉や式を使って書きなさい。　【使える】

「Ａ問題」も「Ｂ問題」も基礎的･基本的な内容を扱っているのですが、「Ａ問題」が「知っている・できる」かどうか、「わかる」かどうかについて調査しているのに対して、「Ｂ問題」は、具体的な状況の中で学習した知識や技能を適用させて「使える」かどうかを調査していることがわかります。「Ｂ問題」の例としてあげた (3) では、子どもは単位や情報の取捨選択、余りや不足をどう処理するのか、状況に応じて金額をどう見積もったら良いのか等に配慮しながら、順序立てて考え、計算し、それを読み手に伝わるように式や言葉を用いて説明しなければなりません。「Ｂ問題」は、ある課題や問題を解決する必要のあるストーリーをもっていて、一般的な学力テストと傾向が違うことに気付きます。現在の中学１年生が大学を受験する頃には、大学入試をこのような課題解決型に変えるべく国では準備が進められているとも聞いています。

「知っている・できる」「わかる」「使える」は、すべての子どもが身に付ける必要のある基礎的・基本的な能力を３つに区別しているだけです。ですから、学校で行う日々の授業もこの３つのことを念頭に置いて行われる必要があります。これまでは「知っている・できる」「わかる」ことを中心に授業が進められていましたが、今後は具体的な場面で実際に「使える」力まで高めることが求められています。むしろ、「使う」場面をたくさん設けることが、子ども達の「知っている･できる」や「わかる」を促進する可能性があります。このような考え方で、小・中学校連携して研究に取り組みを現在始めたところです。小学校や中学校に通う子どものいらっしゃるご家庭におきましては、この研究に関連して家庭学習等についてご協力をお願いすることもあろうかと思います。その際には、どうぞよろしくお願いいたします。

＊「全国学力・学習状況調査」　この国の調査は平成１９年度より開始。途中、平成２２年度は３割の抽出方式で実施。平成２３年度は、東日本大震災のため中止。平成２４年度より３年ごとに理科の調査も実施。本年度は国語、算数・数学に加えて、理科が実施された。

＊ 国立教育政策研究所のＨＰで問題を見ることができます。アドレスは以下の通りです。
http://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html

町営上小田団地の入居者を募集します

平成２７年９月、上小田に町営住宅が完成します。
下記のとおり入居者を募集します。

○住宅の位置と建物構造

江北町上小田 1579 番地、鉄筋コンクリート造 4 階建て 64 戸

○募集戸数

2DK1 戸、2LDK5 戸、3DK18 戸

部屋の間取りは江北町のホームページに掲載または建設課で閲覧できます。

○受付期間：平成 27 年 7 月 1 日(水)～7 月 31 日(金)

8:30 ～ 17:15（土、日、祝日を除く）

○受付場所：江北町役場建設課

○入居できる条件は１～４をすべて満たしている方です。

１. 原則として 2 人世帯以上の方。
ただし 60 歳以上、生活保護を受けられている、もしくは障がい者の方の場合、単身でも入居することは可能です。また婚姻届を出していないが事実上婚姻関係の方は双方の親の証明や会社の扶養証明により確認できる場合は入居可能です。

２. 入居される方全員の合計収入基準額が月額 15 万 8 千円以下。

３. 現在住宅に困窮していることが明らかであること。

４. 入居者が暴力団員でないこと。

○申込の方法

申込の際に県内在住で入居者と同等以上の所得のある連帯保証人を 1 名以上立てていただきます。

申込用紙を江北町ホームページよりダウンロード、もしくは江北町役場建設課にて受取り、下記書類を添えて受付期間に建設課まで提出してください。

完成イメージ図

《添付書類》

・入居者全員の住民票謄本
・収入のある方全員の平成 27 年度の所得証明書か源泉徴収票のコピー
・収入のある方全員の滞納が無いことを証明する平成 27 年度の納税証明書
・申込者の印鑑登録証明書
・連帯保証人の平成 27 年度の所得証明書か源泉徴収票のコピー
・連帯保証人の滞納が無いことを証明する平成 27 年度の納税証明書
・連帯保証人の印鑑登録証明書

○入居者の決定方法

９月上旬頃抽選により入居部屋を決定します。

○入居可能予定時期

平成 27 年 10 月上旬より入居可能です。

○お問い合わせ先

江北町役場建設課管理係　TEL 0952-86-5618

位置図

後期高齢者医療被保険者証更新と限度額認定証の更新についてのお知らせ

後期高齢者医療被保険者証更新のお知らせ

今お持ちの被保険者証（橙色）は、平成27年7月31日までの有効期限となっています。
新しい被保険者証（水色）は、7月中に簡易書留でお渡しいたしますので8月1日以降ご使用ください。
なお、今お持ちの被保険者証（橙色）は、7月31日までご使用いただき、その後は、江北町役場後期高齢者医療担当に返還していただくか、裁断等をして確実に廃棄してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの皆様へ《認定証更新のお知らせ》

今お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は平成27年７月31日までとなっています。
新しい認定証は、継続対象の方のみに７月中に被保険者証と一緒に交付いたします。
なお、認定証の「継続更新」に関する手続きは必要ありません。

お問い合わせ先　佐賀県後期高齢者医療広域連合　業務課　TEL0952-64-8476
江北町役場　福祉課　国保係　TEL0952-86-5614

江北町ふるさと応援寄附金の状況報告

江北町ふるさと応援寄附金への寄附の状況についてお知らせします。

（平成27年5月31日現在）

・寄附の目的内訳（金額は総額）

寄附の目的【寄附者が指定】	金　額
(1)教育・文化の推進に関する事業	1,400,000円
(2)保健・医療・福祉・介護の向上に関する事業	220,000円
(3)産業の振興に関する事業	20,000円
(4)生活環境の向上に関する事業	30,000円
(5)その他目的達成のために町長が必要と認める事業	7,542,000円
合　計	9,212,000円

・寄附者の氏名・金額（平成26年6月1日～平成27年5月31日）

受領日	氏　名	金　額
平成26年 6 月12日	匿　名	10,000円
平成26年 8 月21日	匿　名	20,000円
平成26年10月15日	鈴木日出男 様	500,000円
平成26年12月22日	中島　幸良 様	10,000円
平成27年 1 月27日	匿　名	100,000円
平成27年 3 月31日	匿　名	100,000円
平成27年 4 月22日	小山　雅也 様	100,000円
平成27年 5 月 9 日	鈴木日出男 様	500,000円
平成27年 5 月28日	匿　名	100,000円

【お問い合わせ先】　江北町役場　総務企画課　企画係　TEL0952-86-5612

地域おこし協力隊通信 7月号

5月16日(土)上小田商店街にて「おへそバザール」を開催しました。
元釣具屋さんや浪瀬衣料品店のお店、商店街の皆さまから駐車場などをお借りして、町内外から6店舗のお店が集まり出店して頂きました。
当日は高校生ケーキカフェ、サノ・ボヌールも行われ、たくさんの方で賑わいました。
ご協力いただいた皆さまありがとうございました！

剪定枝回収を実施します！

日　　時：平成 27 年 8 月 2 日（日）9 時～17 時
場　　所：佐留志クリーンセンター（新渡大橋東）
処 理 料：軽トラック 1 台につき　粗大ごみシール　3 枚
　　0.75 t 車　　〃　　4 枚
　　1 t 車　　〃　　5 枚
　　2 t 車　　〃　　10 枚

※剪定枝のチップは、家庭菜園・盆栽等の肥料として使えます。
　収集日の 3～4 日後、佐留志クリーンセンターに配置しておりますので、
　ご自由にお取りください。

【お問い合わせ】　環境課　環境水道係　TEL0952-86-5617

注意！　まむしにかまれたら

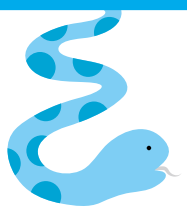

まむしにかまれた時は、次のことに注意しましょう

1．かまれた部分の上部をしばり、毒素が体にまわらないようにする。
2．できるだけ早く病院に行き、手当てを受ける。

※平成27年度のまむし抗毒素は下記の医療機関に準備されています。
　実際の保有状況については事前に医療機関に確認してください。

病　　院	所　在　地	連　絡　先
敬天堂古賀病院	江北町上小田（観音下）	86-2070
武岡病院	江北町山口（東分）	86-3013

大雨や台風に備えて

大雨・洪水に警戒を

これからの季節、台風や豪雨などにより災害がおきやすくなります。
河川のはん濫、土砂災害に注意してください。

6月11日に行われた町の防災会議の様子

いざというときの避難先・ルートの確認を

　万が一の災害に備えて、普段から避難先や避難ルートを江北町ハザードマップ等でご確認ください。マップは町のホームページでも閲覧できます。
　災害の種類によって避難の違いがありますが、早めの行動に心がけましょう。
　夜間や道路が浸水し危険が切迫している状況での避難場所への移動（水平避難）はかえって危険となります。自宅や近隣建物の 2 階以上に移動（垂直避難）し、土砂災害の恐れがある家屋は崖から離れた部屋に避難してください。

ビッキーのかわら版

暮らしの情報ボックス

お知らせ

応急手当講習会の開催について

白石消防署では、より一層の救命率の向上を図るため、個人でも気軽に受講できる応急手当講習会を開催します。

■日　時　7月24日(金)　10時～11時30分　■場所　白石消防署　会議室
■対象者　町内に居住の方（小学生以下は保護者同伴）
■講習内容　AEDを使用した心肺蘇生法、溺水、熱中症の予防及び応急手当
■募集人数　10名程度（申込み順）
■申込期限　平成27年7月22日(水)
■申込方法　電話、メールでの申し込み（白石消防署救急係0952-84-3283）

税金に関する出前講座のお知らせ

武雄税務署管内租税教育推進協議会では、税に関する一般的な知識の普及のために、あなたの町へお伺いし、社会人団体向けの税金に関する講座を行っております。

■日時　平日の9時～16時の1時間程度(4月～12月の平日)
■対象　武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡及び藤津郡にお住まい又は勤務されている方
■内容　国税(所得税、消費税、贈与税、相続税等)、地方税(県税、住民税、固定資産税等)の話
■申込　希望日の1か月前までに、事務局へご相談ください。
■連絡先　武雄税務署管内租税教育推進協議会　事務局
0954-23-2127(武雄税務署　総務課内)
※自動音声案内の後に「2」を選択してください。

第45回 佐賀県人権・同和教育研究大会(全体会)開催について

■日　時　8月3日(月)　14時～16時30分　■場所　佐賀市文化会館大ホール
■主　催　佐賀県教育委員会　佐賀県人権・同和教育研究協議会事務局
■参加費　800円
■参加対象　どなたでも参加できます。
■お問い合わせ　佐賀県人権・同和教育研究協議会事務局0952-62-6434

九州電力からのお知らせ

台風時の停電に備えましょう！

■**台風時の停電情報をチェックするようにしましょう！**
台風による停電時には、電話がつながりにくくなることがあります。

■**停電時に必要なもの（例）**
◇携帯ラジオ　◇懐中電灯　◇ため水（生活用水）
◇携帯電話の充電器（電池式）◇乾電池　◇飲料水
なお、強風で飛ばされるおそれがあるものは、あらかじめ固定しましょう。

■**災害が起きたら**
切れた電線は感電するおそれがあり大変危険です。絶対に触らず九州電力へご連絡ください。
傷ついたり、水につかった電気器具、コードは漏電や火災の原因となります。必ず電気店などで点検ください。

試験情報

佐賀県競馬組合職員採用試験実施について

■受付期間　7月上旬～8月中旬(予定)
■対象者　40歳までの方
■採用予定人数　2名
※平成27年10月採用予定　試験の詳細などはお尋ねください。
■ホームページはこちら▼　佐賀県競馬組合　検索
■詳細・問い合わせ　佐賀県競馬組合
0942-83-4538

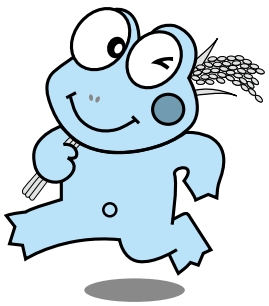

あいさつ運動強調月間

子育ち懇話会と江北町青少年育成町民会議では、6月をあいさつ運動強調月間としています。

毎週水曜日、小中学校の校門の前や、幼児教育センター・永林寺保育園入口、地区の交差点等町内のさまざまな場所で、朝の登校・登園時間に合わせてあいさつ立番運動を行いました。

登校の様子を見守り、子ども達と元気にあいさつを交わすことで、子ども達からパワーをもらうことができます。

青少年育成町民会議では、12月もあいさつ運動強調月間として同様の立番運動を行います。みなさんも一緒に子ども達と元気なあいさつを交わしてみませんか。

7月のうるるカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3(七夕飾り)	4
5	6	7	8	9	10(誕生会)	11(夏野菜の観察)
12	13(読み聞かせ)	14	15(ママサロン)	16	17(ふれあい遊び)	18
19	20	21	22	23	24	25(DVD鑑賞)
26	27	28	29	30	31	

絵本読み聞かせ
ぴよぴよルーム
うるるんキッズ

絵本読み聞かせ
第３月曜日(10:30～11:00)
◎対象:未就園児

ぴよぴよルーム
毎週金曜日(10:00～11:30)
◎対象:満１歳～未就園児

うるるんキッズ
第２・４土曜日(14:00～16:00)
◎対象:小学１年～６年生

【問い合わせ先】
こどもセンターうるる
電話　６５－１２６５

お知らせ

☆ママサロン第２回目
日　時：７月15日（水）10：00～11：30
内　容：麻ひもの小物づくり
講　師：川﨑　節子さん
材料費：500円
申　込：定員10名　（託児あり）
７月１日～８日まで

☆読み聞かせ
日　時：７月13日（月）10：30～
内　容：江北小学校親子読書会による絵本・おはなしなど
※　参加申込は不要
楽しいお話会に、親子で参加ください。

☆７月21日～８月31日までは、ぴよぴよルームは、火曜・木曜にプールあそびを行います。対象は、未就園児です。

消費トラブルにご注意ください

最近、佐賀県内において消費トラブルが多発しています。

江北町では月に３回消費生活相談窓口を開設しております。契約トラブル等で困った場合は、ご連絡ください。専門の相談員がお話を伺います。

相談例　・インターネット契約の営業がきて、契約してしまった。解約できませんか。
・契約書面を根拠に高額な解約料等を不当に請求された。

少しでも不安や疑問を感じた場合は
すぐにご連絡ください。

消費生活相談日時：7月7日(火)、7月21日(火)、7月28日(火)
午前10時～午後４時まで
お問い合わせ：江北町役場総務企画課　86-5612

白石町・大町町でも相談できます。
日時：白石町　毎週木曜日　10時～16時
大町町　水曜日(月3回)　10時～16時
場所：白石町役場1階　相談室1
TEL0952-84-7121
大町町役場1階　第3会議室
TEL0952-82-3151
※開催日や会場は変更になっている場合があります。お手数ですが、それぞれのお問い合わせ先までご連絡ください。

編集後記

今年も暑い季節がやってきました。暑いだけではなく、楽しい季節でもあります。海に、花火に、祭りとたくさんの行事がさまざまな場所で開催されますが、水難事故や交通事故などには気をつけて、楽しい夏を満喫していただきたいです。

祭りと言えば、８月29日(土)にビッキーふれあい祭り2015が開催されます。まだまだ大縄跳び大会、三輪車レース大会の参加者を募集しておりますので興味のある方は、参加してみてはいかがですか。

話は変わりますが、５月17日に開催された江北中学校の体育祭に広報の取材で行ってきました。私が10年程前に中学校を卒業して以来、初めて体育祭を観たのですが、応援合戦などのレベルの高さにとても驚かせられました。

体育祭を通じて、各クラス、部活動などのまとまりも更に強くなったことと思います。７月にある中体連の地区予選、３年生は３月にある高校受験に向けて、一致団結してがんばってほしいと思います。　㊭

いきいき健康カレンダー

7月	事　業　名	受付時間	時間帯	場　所
10(金)	1歳半健診	13:00～13:15	13:00～15:00	保健センター
13(月)	デイケア　ゆとり	9:50～10:00	10:00～12:00	保健センター
14(火)	ベビーとママのにこにこ教室	9:45～10:00	10:00～11:00	保健センター
15(水)	乳幼児相談	9:30～10:30	9:30～11:30	保健センター
17(金)	乳児健診	13:00～13:15	13:00～15:00	保健センター
23(木)	2ヵ月児相談	9:30～ 9:45	10:00～11:00	保健センター
27(月)	特定健診	8:30～10:30	8:30～11:00	保健センター
28(火)	特定健診	8:30～10:30	8:30～11:00	保健センター
29(水)	特定健診	8:30～10:30	8:30～11:00	保健センター
30(木)	特定健診	8:30～10:30	8:30～11:00	保健センター
31(金)	特定健診	8:30～10:30	8:30～11:00	保健センター

ネイブル 図書コーナーより

おすすめ

児童書

『アンネのバラ　40年間つないできた平和のバトン』
國森　康弘・文・写真

『じゃんけん学』
稲葉　茂勝・著

『おねえちゃんって、ほーんとつらい！』
いとう　みく・作

『ふりかえれば名探偵』
杉山　亮・作

『ふしぎ駄菓子屋銭天堂 4』
廣嶋 玲子・作

絵　本

『とうもろこしくんがね･･･』
とよた　かずひこ・作・絵

『ことりのみずあび』
マリサビーナ・ルッソ・作

『もういいよったらもういいよ』
あんびる　やすこ・絵

『ばけばけばけばけばけたくん』
岩田　明子・文・絵

他

『やさいぺたぺたかくれんぼ』
松田　奈那子・作

新着本

一般書

『55歳からはじめたい自分らしい老楽支度』
太田　知子・著

『ハンドメイドレクで元気！手づくり雑貨』
寺西　恵里子・著

『あなたが消えた夜に』
中村　文則・著

『リバース　Reverse』
湊　かなえ・著

『ラプラスの魔女』
東野　圭吾・著

●随時、新しい本が入ってきています。新着本など、本の検索はネイブルのホームページからでもできますので、どうぞご利用ください。
●リクエストも受付けております。お気軽にカウンターまでどうぞ。
●毎月第３土曜日におはなし会を行っています。
次回は7月18日(土)午後２時からです。
●ネイブルからのお願い：本を借りる人は、バッグをご持参下さい。
☆7月は雑誌プレゼントを実施します。

白石消防署管内　日曜・祭日在宅医当番予定表

月	日	曜日	内科		外科	
			当番施設名	電話番号	当番施設名	電話番号
7	5	日曜日	有明医院(白石町)	0952-84-2842	高島病院(白石町)	0954-65-3129
	12	日曜日	池上内科医院(白石町)	0952-87-2107	順天堂病院(大町町)	0952-82-3161
	19	日曜日	吉村医院(白石町)	0952-84-2155	古賀病院(江北町)	0952-86-2070
	20	月・海の日	武岡病院(江北町)	0952-86-3013	高島病院(白石町)	0954-65-3129
	26	日曜日	古賀小児科内科病院(江北町)	0952-86-2533	有島クリニック(白石町)	0954-65-2066

※武雄地区休日急患センター
・診察時間：午前9時～午後5時(日曜・祝日)　　小児夜間救急(診療)：午後7時～午後9時(土曜・日曜・祝日)

編集発行／江北町役場総務企画課　〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1651番地1　TEL 0952-86-5612 FAX 0952-86-2130　発行日／平成27年7月1日

2015年7月くらしのカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 可燃物	3 可燃物	4 容器包装プラスチック
5 粗大ごみ	6 可燃物	7 ・消費生活相談 可燃物	8 ・無料法律相談 （前日までに要予約）	9 ・女性のための巡回相談 可燃物	10 ・心配ごと相談日 可燃物	11 ・高校生ケーキカフェ サノ・ボヌール 容器包装プラスチック
12 ・日曜役場 ・ふるさとクリーンデー 粗大ごみ	13 可燃物 不燃物	14 可燃物 不燃物	15	16 可燃物	17 可燃物	18 ・旬菜カフェNombril 容器包装プラスチック
19 粗大ごみ	20 海の日 可燃物	21 ・消費生活相談日 可燃物	22	23 可燃物	24 ・心配ごと相談日 および行政相談日 可燃物	25 容器包装プラスチック
26	27 可燃物 不燃物	28 ・消費生活相談日 可燃物 不燃物	29	30 可燃物	31 可燃物	8月1日 資源物 容器包装プラスチック

・生ごみの水分はよく切りましょう。ごみ減量化にご協力お願いします。
・町指定のごみ袋に氏名・区名のご記入をお願いします。
・買い物には、マイバッグを持参しましょう。

A地区指定日
新宿、土元、門前、東分、西分、花祭、高砂、上惣、宿（バイパス南を含む全地区）

B地区指定日
観音下、石原、新町、上区、岩屋、岳、鹿ノ口、白木、平山、仲町、浪花町、日ノ出

C地区指定日
上分、下分、野口、下惣、馬場、祖子分、江口、正徳、八北、八中、八南、東区、大西、南郷

BC地区共通

※7月は、粗大ごみ収集月です。家電５品目（エアコン・テレビ・冷凍・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機）、パソコンは回収できません。